

8月の無料相談

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
税務相談	16日(火)	13:00~16:00 (予約時間10:00~14:00)	真鍋事務庁舎 (☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について(税理士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望(行政相談委員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員) ※予約制
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制
精神クリニック	19日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで
	22日(月)	10:00~12:00		

◎ 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) ※予約制	
	13日(土)	10:00~15:00			
法律相談	25日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~15:40			法的な手続きについてなど(専門相談員) ※予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00	仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制		
DVヘルプライン(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関すること	

知っておこう!中学生・高校生の消費者トラブル 消費生活センターから ~夏休みをより楽しくするために~

☎823-3928

待ちに待った夏休み…トラブルに巻き込まれないために、契約当事者が中学生、高校生の相談事例を紹介します。

◆アダルト情報サイト

携帯電話でアニメの画像をクリックしたところ、アダルトサイトにつながった。何回か‘はい’とクリックした後、請求画面が表示された。有料だと思わなかったため、慌てて解約のメールを送ったが、清算しなければ退会できないと言われた。

◆出会い系サイト

息子が携帯電話で無料着メロサイトに登録後、出会い系サイトからメールが届くようになった。

◆携帯電話サービス

携帯電話を購入する時、使い過ぎを防ぐため、上限額を月額5千円に設定したのに高額な請求がきた。パソコン向けサイトを利用したためだと言われた。

◆オンラインゲーム

無料のオンラインゲームをする時に、アイテム(武器)を買うため、親に内緒でカード決済し、15万円利用した。

◆コンサート

サイトで知り合った友人からコンサートのチケットを購入しようと代金を支払ったが、チケットが届かない。相手のメールアドレスしかわからない。

◆被害にあわないために…

パソコンや携帯電話の利用について家族間で話し合い、必要であれば携帯電話の料金プランを見直すことも大切です。困ったことがあったら、ひとりで対処しようとせず、どのような経緯でトラブルになったか、消費生活センターに相談してください。

